

総合福祉共済制度「ふれあい」

Web請求が可能になりました。

Web請求のご利用対象等詳細はP66をご確認ください。

総合福祉共済制度

ふれあい

4つの安心

今年もよろしく
お願い致します。



安心①

保険料がお手頃です！

30歳の 男性：**489円**

場合

(月払) 女性：**463円** で加入できます

※第1グループ保険〈生命保険部分：Vコース(月払保険料 男性129円、女性103円)、傷害共済部分：Jコース(月額保険料360円 本人一律)〉

安心②

**身近なおケガの通院を
補償します！**

ケガによる通院・入院 1 日目から支払われます。
クラブ活動中のケガや自転車転倒によるケガもお支払い
対象で教職員の方も安心です。

※第1グループ保険(傷害共済部分) ご加入の場合

安心③

**毎年加入内容の
見直しができます！**

1年更新の制度のため、毎年保障の見直しが可能です。

安心④

**本人のご加入で、配偶者、
おこさまも加入できます。**

※配偶者、おこさまの保険金額・入院日額は、本人と同額以下にして
下さい。(一部配偶者、おこさまが加入できない制度もございます。)

※第1グループ保険(生命保険部分)と第1グループ保険(傷害共済部分)は必ずセットでご加入ください。※年齢は保険年齢です。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP5～11に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

申込締切日 | **2025年1月8日(水)**

責任開始期 | **2025年5月1日(木)**
(加入日)

ふれあいに関する
お問い合わせ先



0120-770-236

【受付】

月曜日～金曜日(土日祝日を除く)9:00～17:00
2024年11月11日(月)～2025年1月8日(水)

※フリーダイヤル設置期間終了後は裏表紙団体窓口宛にご連絡ください。

【契約者】 大阪学校生活協同組合

TEL.06-6981-3451

1 はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。

ご加入いただける方		掲載 ページ
本 人	配偶者	
大阪学校生活協同組合の組合員で、17歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は75歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は75歳6カ月までの方）	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}
[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
生命保険部分に加入している（今回加入する場合を含みます）大阪学校生活協同組合の組合員で、17歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は75歳6カ月までの方） ^{注●}	生命保険部分に加入している（今回加入する場合を含みます）17歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は75歳6カ月までの方） ^{注●}	生命保険部分に加入している（今回加入する場合を含みます）2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★・注●}
[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]		
大阪学校生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え61歳6カ月までの方	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	（ご加入いただけません）
[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
生命保険部分に加入している（今回加入する場合を含みます）大阪学校生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は74歳6カ月までの方） ^{注●}	生命保険部分に加入している（今回加入する場合を含みます）17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は74歳6カ月までの方） ^{注●}	（ご加入いただけません）
[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]		
大阪学校生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
医療保障保険＜基本型＞ ●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。（1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合）	医療保障保険＜基本型＞に加入している（今回加入する場合を含みます）大阪学校生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	医療保障保険＜基本型＞に加入している17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）
[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
医療保障保険＜充実型＞ ●病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。 ●三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乘せして保障します。 ●所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。	医療保障保険＜基本型＞に加入している（今回加入する場合を含みます）大阪学校生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え61歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）	医療保障保険＜基本型＞に加入している17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）
[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		

注★☆●は3ページをご確認ください。

はじめに

契約概要

注意喚起情報

P.15

第1グループ保険について

第1グループ保険(生命保険部分)

第1グループ保険(傷害共済部分)

P.23

第2グループ保険(生命保険部分)

第2グループ保険(傷害共済部分)

医療保障保険

P.25

三大疾病克服共済

リビングガード

長期所得補償共済

P.29

ご注意いただきたいこと

第1グループ保険(生命保険部分)特別取扱コース

退職後制度のご案内

P.31

請求のご案内

P.32

次ページに続く

2



重い病気
への備え

三大疾病克服共済

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)



ケガ・日常生活上のリスク
への備え

リビングガード

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 傷害(ケガ)で、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。



長期休職
への備え

長期所得補償共済

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

その他ご加入にあたっての
注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 医療保障保険<充実型>のみのご加入はできません。医療保障保険<基本型>と同額にてご加入ください。
- 親介護(医療保障保険<充実型>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の医療保障保険<充実型>とセットで、配偶者の親は配偶者の医療保障保険<充実型>とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

ご加入いただける方

本人

配偶者

子ども

大阪学校生活協同組合の組合員で、17歳6カ月を超え61歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

大阪学校生活協同組合の組合員で、第1グループ保険(生命保険部分)に加入している(今回加入する場合を含みます) 17歳6カ月を超え61歳6カ月までの方(継続は65歳6カ月までの方)^{注●}

17歳6カ月を超え61歳6カ月までの方(継続は65歳6カ月までの方)^{注●}

0歳から22歳6カ月までの方^{注★・注●}

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]

大阪学校生活協同組合の組合員で、第1グループ保険(生命保険部分)に加入している(今回加入する場合を含みます) 17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]

医療保障保険<充実型>

本人・配偶者の親

親介護

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、29歳6カ月を超え85歳6カ月までの方

[年齢は2025年5月1日現在の満年齢です。]



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.8

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.35

第1グループ保険について

第1グループ保険(生命保険部分)

第1グループ保険(傷害共済部分)

第2グループ保険(生命保険部分)

第2グループ保険(傷害共済部分)

医療保障保険

三大疾病克服共済

P.43

リビングガード

長期所得補償共済

ご注意いただきたいこと

第1グループ保険(生命保険部分)特別取扱コース

退職後制度のご案内

請求のご案内

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- 第2グループ保険(生命保険部分)については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

第1グループ保険(生命保険部分)	P.15	第1グループ保険(傷害共済部分)	P.23	第2グループ保険(生命保険部分)	P.25
第2グループ保険(傷害共済部分)	P.29	医療保障保険<基本型>	P.31	医療保障保険<充実型>	P.32
三大疾病克服共済	P.35	リビングガード	P.41	長期所得補償共済	P.43

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 保険料は毎月の給与または学校生協指定口座から控除いたします。(初回は2025年4月から)第1グループ保険(生命保険部分)の半年払保険料は6月と12月の給与または指定口座から控除します。

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

第1グループ保険(生命保険部分)	医療保障保険<基本型>
------------------	-------------

第1グループ保険(生命保険部分)・医療保障保険<基本型>は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、第2グループ保険(生命保険部分)については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[第1グループ保険(生命保険部分)] [医療保障保険<基本型>] [三大疾病克服共済] [第2グループ保険(生命保険部分)]

明治安田生命保険相互会社

[第1グループ保険(傷害共済部分)] [第2グループ保険(傷害共済部分)] [リビングガード] [医療保障保険<充実型>] [長期所得補償共済]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

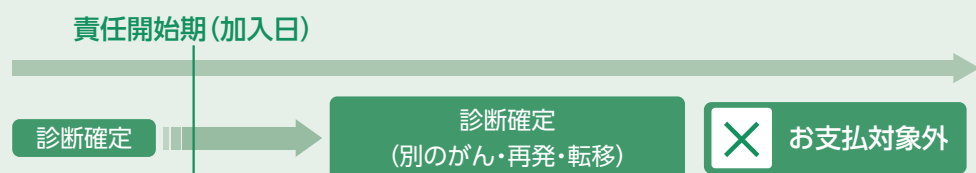


特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.46**

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.57

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【第1グループ保険(生命保険部分)・医療保障保険<基本型>・医療保障保険<充実型>・三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)・長期所得補償共済】
STEP1・2へお進みください。

【第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード】
就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

第1グループ保険(生命保険部分) 第2グループ保険(生命保険部分)	三大疾病克服共済 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険<基本型> 医療保障保険<充実型> 長期所得補償共済
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	●三大疾病克服共済の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

本人・配偶者の親

親介護

現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<第1グループ保険(生命保険部分)・医療保障保険<基本型>・三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)の場合>
●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)の場合>
●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

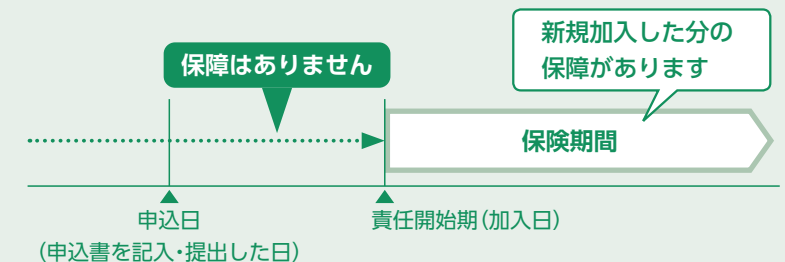
3 責任開始期(加入日)について

●お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

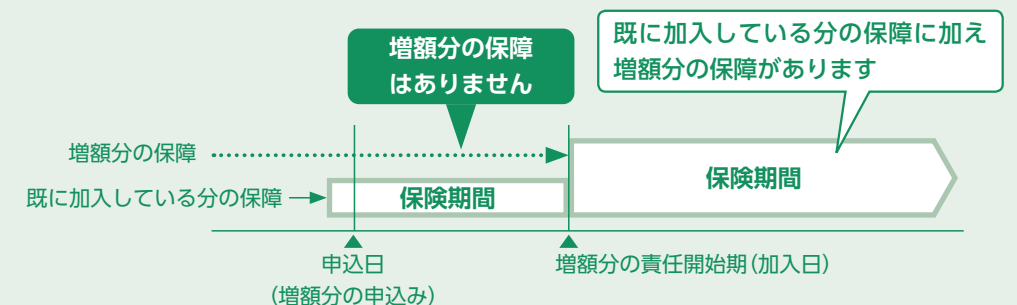
●なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

●高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に入っている保障額を増やしたとき(増額したとき)



<第1グループ保険(生命保険部分)・医療保障保険<基本型>・三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)の場合>

●ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.60**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.10**

第1グループ保険について

保 障 内 容

(組合員本人・配偶者・こども)

(生命保険部分)

加入対象区分	コース名	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		
		月額給付・ボーナス給付合計(年金) 死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金								不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 災害保険金	不慮の事故による高度障害 障害給付金 (給付割合表 第1級)	不慮の事故による身体障害(程度により) 障害給付金 (給付割合表 第2級～第6級)	不慮の事故による5日以上の入院 入院給付金 (120日を 限度として)	
		月額給付部分				ボーナス給付部分								
		死亡・高度障害・障害保険金 (年金原資)	受取総額	平均年金月額	受取期間	死亡・高度障害・障害保険金 (年金原資)	平均ボーナス給付額	受取期間	死亡・高度障害・障害保険金 (年金原資)					
本人	M1	万円 約 2,500	万円 約 2,736	万円 約 9.1	年 20	万円 約 2,000	万円 約 13.6	年 20	万円 約 500	万円 500	万円 500	万円 50～350	(1日につき) 円 7,500	
	F1	2,000	2,130	8.8	15	1,500	17.7	15	500	375	375	37～262	5,625	
	N1	1,500	1,555	8.6	10	1,000	25.9	10	500	250	250	25～175	3,750	
	N2	1,200	1,244	8.6	10	1,000	10.3	10	200	250	250	25～175	3,750	
	K1	700	707	8.4	5	500	20.2	5	200	125	125	12～87	1,875	
	L1	400	404	5.0	5	300	10.1	5	100	75	75	7～52	1,125	
	A	2,500	2,737	11.4	20	2,500	ボーナス給付の取扱いはありません。				625	625	62～437	9,375
	M	2,000	2,189	9.1	20	2,000					500	500	50～350	7,500
	F	1,500	1,598	8.8	15	1,500					375	375	37～262	5,625
	N	1,000	1,037	8.6	10	1,000					250	250	25～175	3,750
	K	500	505	8.4	5	500					125	125	12～87	1,875
	L	300	303	5.0	5	300					75	75	7～52	1,125
	V	100	—	—							25	25	2～17	375

加入対象区分	コース名	一般の死亡・高度障害のとき	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
		死亡・高度障害保険金(年金原資)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡	不慮の事故による高度障害	不慮の事故による身体障害(程度により)	不慮の事故による5日以上の入院
			災害保険金	障害給付金(給付割合表第1級)	障害給付金(給付割合表第2級～第6級)	入院給付金(120日を限度として)
配偶者	700万円	万円 700	万円 175	万円 175	万円 17～122	(1日につき) 円 2,625
	500万円	500	125	125	12～87	1,875
	300万円	300	75	75	7～52	1,125
こども	400万円	400	100	100	10～70	1,500
	200万円	200	50	50	5～35	750

※本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(年金払特約・半年払保険料併用特約・障害特約・災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約)をセットしたものです。

※いずれか1種類を選んでください。

※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかの支払事由が生じた場合には、その半年払保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※配偶者およびこども特約、災害保障特約、こども災害保障特約の保険料は月払のみです。

※本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が

制 度 の 特 長

- 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。(生命保険部分)
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。(生命保険部分)(傷害共済部分(損害保険部分)に配当金はありません。)
- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。(傷害共済部分(損害保険部分))

傷害共済部分(損害保険部分)

加入区分	コース名	不慮の事故による保険金		
		入院保険金(1日につき)	通院保険金(1日につき)	手術保険金(状況により)
本人	M	円 9,200	円 6,000	万円 4.6・9.2
	Z	6,200	4,000	3.1・6.2
	U	3,100	2,000	1.55・3.1
	J	1,500	1,000	0.75・1.5

加入区分	コース名	不慮の事故による保険金		
		入院保険金(1日につき)	通院保険金(1日につき)	手術保険金(状況により)
配偶者	N	円 9,200	円 6,000	万円 4.6・9.2
	X	6,200	4,000	3.1・6.2
	U1	3,100	2,000	1.55・3.1
	J1	1,500	1,000	0.75・1.5
	O	9,200	6,000	4.6・9.2
いづれも	W	6,200	4,000	3.1・6.2
	U2	3,100	2,000	1.55・3.1
	J2	1,500	1,000	0.75・1.5



- ・障害保険金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金は本人64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。

- 上記傷害共済部分において、不慮の事故とは急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。
- 傷害共済部分には配当金はありません。
- 傷害共済部分のみの加入はできません。生命保険部分とセットでご加入ください。
- 傷害共済部分のご契約者は団体であり、ご加入のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合は翌年度以降、継続加入ができないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金・障害保険金の受取人は被保険者です。

※記載のないコースに加入の方は、63ページを参照ください。

保険金等のお支払について、本パンフレットの該当ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

P.45～51



万一の備え

意向確認
ご加入前
ご確認

第1グループ保険(生命保険部分)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
- 第1グループ保険(傷害共済部分)とセットでご加入ください。
(生命保険部分のみの加入はできません。)

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

本人																
申込 コース	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)												不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	月額給付						ボーナス給付(年2回)						不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額			月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	ボーナス給付額			ボーナス給付 年金受取総額 (約 万円)				
			初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)					
M1	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	500	20	10.6	13.6	16.7	547	500	500	350 ～ 50	7,500
F1	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	500	15	14.6	17.7	20.8	532	375	375	262 ～ 37	5,625
N1	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	500	10	22.8	25.9	29.0	518	250	250	175 ～ 25	3,750
N2	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	200	10	9.1	10.3	11.6	207	250	250	175 ～ 25	3,750
K1	500	5	7.9	8.4	8.8	505	200	5	19.0	20.2	21.3	202	125	125	87 ～ 12	1,875
L1	300	5	4.7	5.0	5.3	303	100	5	9.5	10.1	10.6	101	75	75	52 ～ 7	1,125

月額給付コース

本人										
申込 コース	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級)			不慮の事故による上乗せ給付			不慮の事故によるその他の給付			
	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金 受取総額 (約 万円)	不慮の事故に よる死亡 特定感染症に よる死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故に よる高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	不慮の事故に よる身体障害 (程度により)【障害 給付金(給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故に よる5日以上の 入院(120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)
			初年度	平均	最終 年度					
A	2,500	20	8.8	11.4	13.9	2,737	625	625	437 ～ 62	9,375
M	2,000	20	7.1	9.1	11.1	2,189	500	500	350 ～ 50	7,500
F	1,500	15	7.3	8.8	10.4	1,598	375	375	262 ～ 37	5,625
N	1,000	10	7.6	8.6	9.6	1,037	250	250	175 ～ 25	3,750
K	500	5	7.9	8.4	8.8	505	125	125	87 ～ 12	1,875
L	300	5	4.7	5.0	5.3	303	75	75	52 ～ 7	1,125
V	100	-	-	-	-	-	25	25	17 ～ 2	375

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。

配偶者					
申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害 保険金】 (年金原資) (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
700	700	175	175	122 ～ 17	2,625
500	500	125	125	87 ～ 12	1,875
300	300	75	75	52 ～ 7	1,125

子ども					
申込 金額(万円)	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合 表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
400	400	100	100	70 ～ 10	1,500
200	200	50	50	35 ～ 5	750

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 [P.46](#)

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.49](#)

年金払特約

- 年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(逓増型確定年金です)
 - 基本年金額は、逓増いたします。(逓増率単利1%～7%)
- 配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括支払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金
 - 新・団体定期保険の主契約保険金・災害保険金・障害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
 - 子どもの保険金等については、年金のお取扱いはできません。
- 税法上の取扱い
 - 毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保険料

- 保険料（単位：円）
- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

月額給付＋ボーナス給付(年2回)コース

本 人									
申込 コース	性別	保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18～35歳 (1989.11.2～2007.11.1)		36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)		41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)		46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
M1	男性	2,570	2,730	3,070	3,480	3,810	4,590	5,130	6,570
	女性	2,050	1,950	2,810	3,090	3,150	3,600	4,110	5,040
F1	男性	1,928	2,730	2,303	3,480	2,858	4,590	3,848	6,570
	女性	1,538	1,950	2,108	3,090	2,363	3,600	3,083	5,040
N1	男性	1,285	2,730	1,535	3,480	1,905	4,590	2,565	6,570
	女性	1,025	1,950	1,405	3,090	1,575	3,600	2,055	5,040
N2	男性	1,285	1,092	1,535	1,392	1,905	1,836	2,565	2,628
	女性	1,025	780	1,405	1,236	1,575	1,440	2,055	2,016
K1	男性	643	1,092	768	1,392	953	1,836	1,283	2,628
	女性	513	780	703	1,236	788	1,440	1,028	2,016
L1	男性	386	546	461	696	572	918	770	1,314
	女性	308	390	422	618	473	720	617	1,008

月額給付コース

本 人										
申込 コース	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18～35歳 (1989.11.2 ～ 2007.11.1)	36～40歳 (1984.11.2 ～ 1989.11.1)	41～45歳 (1979.11.2 ～ 1984.11.1)	46～50歳 (1974.11.2 ～ 1979.11.1)	51～55歳 (1969.11.2 ～ 1974.11.1)	56～60歳 (1964.11.2 ～ 1969.11.1)	61～64歳 (1960.11.2 ～ 1964.11.1)	65歳 (1959.11.2 ～ 1960.11.1)	66～70歳 (1954.11.2 ～ 1959.11.1)
A	男性	3,213	3,838	4,763	6,413	9,213	13,438	20,038	18,938	27,588
	女性	2,563	3,513	3,938	5,138	6,788	8,688	11,288	10,538	13,863
M	男性	2,570	3,070	3,810	5,130	7,370	10,750	16,030	15,150	22,070
	女性	2,050	2,810	3,150	4,110	5,430	6,950	9,030	8,430	11,090
F	男性	1,928	2,303	2,858	3,848	5,528	8,063	12,023	11,363	16,553
	女性	1,538	2,108	2,363	3,083	4,073	5,213	6,773	6,323	8,318
N	男性	1,285	1,535	1,905	2,565	3,685	5,375	8,015	7,575	11,035
	女性	1,025	1,405	1,575	2,055	2,715	3,475	4,515	4,215	5,545
K	男性	643	768	953	1,283	1,843	2,688	4,008	3,788	5,518
	女性	513	703	788	1,028	1,358	1,738	2,258	2,108	2,773
L	男性	386	461	572	770	1,106	1,613	2,405	2,273	3,311
	女性	308	422	473	617	815	1,043	1,355	1,265	1,664
V	男性	129	154	191	257	369	538	802	758	1,104
	女性	103	141	158	206	272	348	452	422	555

本 人									
保険料(円)									
年齢【保険年齢】(生年月日)									
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)		56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)		61～64歳 (1960.11.2～1964.11.1)		65歳 (1959.11.2～1960.11.1)		66～70歳 (1954.11.2～1959.11.1)	
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
7,370	9,930	10,750	15,000	16,030	22,920	15,150	21,600	22,070	31,980
5,430	7,020	6,950	9,300	9,030	12,420	8,430	11,520	11,090	15,510
5,528	9,930	8,063	15,000	12,023	22,920	11,363	21,600	16,553	31,980
4,073	7,020	5,213	9,300	6,773	12,420	6,323	11,520	8,318	15,510
3,685	9,930	5,375	15,000	8,015	22,920	7,575	21,600	11,035	31,980
2,715	7,020	3,475	9,300	4,515	12,420	4,215	11,520	5,545	15,510
3,685	3,972	5,375	6,000	8,015	9,168	7,575	8,640	11,035	12,792
2,715	2,808	3,475	3,720	4,515	4,968	4,215	4,608	5,545	6,204
1,843	3,972	2,688	6,000	4,008	9,168	3,788	8,640	5,518	12,792
1,358	2,808	1,738	3,720	2,258	4,968	2,108	4,608	2,773	6,204
1,106	1,986	1,613	3,000	2,405	4,584	2,273	4,320	3,311	6,396
815	1,404	1,043	1,860	1,355	2,484	1,265	2,304	1,664	3,102

配偶者									
申込 金額(万円)	性別	月払保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18～35歳 (1989.11.2 ～ 2007.11.1)	36～40歳 (1984.11.2 ～ 1989.11.1)	41～45歳 (1979.11.2 ～ 1984.11.1)	46～50歳 (1974.11.2 ～ 1979.11.1)	51～55歳 (1969.11.2 ～ 1974.11.1)	56～60歳 (1964.11.2 ～ 1969.11.1)	61～65歳 (1959.11.2 ～ 1964.11.1)	66～70歳 (1954.11.2 ～ 1959.11.1)
700	男性	844	991	1,236	1,670	2,398	3,497	5,303	7,725
	女性	655	893	1,012	1,341	1,768	2,251	2,951	3,882
500	男性	603	708	883	1,193	1,713	2,498	3,788	5,518
	女性	468	638	723	958	1,263	1,608	2,108	2,773
300	男性	362	425	530	716	1,028	1,499	2,273	3,311
	女性	281	383	434	575	758	965	1,265	1,664

子ども		
申込金額(万円)	月払保険料(円)	
400	430	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2002.11.2～2022.11.1)
200	215	

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※71歳以上の保険料については引受保険会社にお問合せください。



第1グループ保険(傷害共済部分)は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 第1グループ保険(生命保険部分)とセットでご加入ください。
(傷害共済部分のみの加入はできません。)

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人				配偶者	
		Mコース	Zコース	Uコース	Jコース	Nコース	Xコース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 9,200円	日額 6,200円	日額 3,100円	日額 1,500円	日額 9,200円	日額 6,200円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	4.6または 9.2万円	3.1または 6.2万円	1.55または 3.1万円	0.75または 1.5万円	4.6または 9.2万円	3.1または 6.2万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 6,000円	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 6,000円	日額 4,000円
	月 額 保 険 料	2,200	1,470	740	360	2,200	1,470

配偶者		こども			
U1コース	J1コース	Oコース	Wコース	U2コース	J2コース
日額 3,100円	日額 1,500円	日額 9,200円	日額 6,200円	日額 3,100円	日額 1,500円
1.55または 3.1万円	0.75または 1.5万円	4.6または 9.2万円	3.1または 6.2万円	1.55または 3.1万円	0.75または 1.5万円
日額 2,000円	日額 1,000円	日額 6,000円	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 1,000円
740	360	2,200	1,470	740	360

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。

P.49



保険期間 2025年5月1日(木)からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)
加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。^(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本 人・配偶者		
	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	100 万円	200 万円	300 万円
[死亡・高度障害保険金]			

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.56**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.59**

意向確認
ご加入前
のご確認

第2グループ保険(生命保険部分)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

●月額保険料 (単位：円) <保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額100万円・200万円・300万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本 人・配偶者			本 人・配偶者		
	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円
15歳(2009.11.2～2010.11.1)	423	846	1,269	259	518	777
16歳(2008.11.2～2009.11.1)	431	862	1,293	263	526	789
17歳(2007.11.2～2008.11.1)	439	878	1,317	267	534	801
18歳(2006.11.2～2007.11.1)	447	894	1,341	272	544	816
19歳(2005.11.2～2006.11.1)	456	912	1,368	276	552	828
20歳(2004.11.2～2005.11.1)	464	928	1,392	281	562	843
21歳(2003.11.2～2004.11.1)	473	946	1,419	286	572	858
22歳(2002.11.2～2003.11.1)	482	964	1,446	290	580	870
23歳(2001.11.2～2002.11.1)	492	984	1,476	295	590	885
24歳(2000.11.2～2001.11.1)	501	1,002	1,503	300	600	900
25歳(1999.11.2～2000.11.1)	511	1,022	1,533	306	612	918
26歳(1998.11.2～1999.11.1)	522	1,044	1,566	311	622	933
27歳(1997.11.2～1998.11.1)	533	1,066	1,599	317	634	951
28歳(1996.11.2～1997.11.1)	545	1,090	1,635	322	644	966
29歳(1995.11.2～1996.11.1)	557	1,114	1,671	329	658	987
30歳(1994.11.2～1995.11.1)	569	1,138	1,707	335	670	1,005
31歳(1993.11.2～1994.11.1)	583	1,166	1,749	342	684	1,026
32歳(1992.11.2～1993.11.1)	596	1,192	1,788	348	696	1,044
33歳(1991.11.2～1992.11.1)	611	1,222	1,833	356	712	1,068
34歳(1990.11.2～1991.11.1)	626	1,252	1,878	363	726	1,089
35歳(1989.11.2～1990.11.1)	643	1,286	1,929	371	742	1,113
36歳(1988.11.2～1989.11.1)	659	1,318	1,977	378	756	1,134
37歳(1987.11.2～1988.11.1)	677	1,354	2,031	387	774	1,161
38歳(1986.11.2～1987.11.1)	695	1,390	2,085	395	790	1,185
39歳(1985.11.2～1986.11.1)	714	1,428	2,142	404	808	1,212
40歳(1984.11.2～1985.11.1)	734	1,468	2,202	413	826	1,239
41歳(1983.11.2～1984.11.1)	755	1,510	2,265	422	844	1,266
42歳(1982.11.2～1983.11.1)	776	1,552	2,328	432	864	1,296
43歳(1981.11.2～1982.11.1)	800	1,600	2,400	442	884	1,326
44歳(1980.11.2～1981.11.1)	824	1,648	2,472	453	906	1,359
45歳(1979.11.2～1980.11.1)	849	1,698	2,547	465	930	1,395
46歳(1978.11.2～1979.11.1)	876	1,752	2,628	476	952	1,428

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本 人・配偶者			本 人・配偶者		
	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円	1口 100万円	2口 200万円	3口 300万円
47歳(1977.11.2～1978.11.1)	903	1,806	2,709	488	976	1,464
48歳(1976.11.2～1977.11.1)	933	1,866	2,799	500	1,000	1,500
49歳(1975.11.2～1976.11.1)	963	1,926	2,889	513	1,026	1,539
50歳(1974.11.2～1975.11.1)	995	1,990	2,985	526	1,052	1,578
51歳(1973.11.2～1974.11.1)	1,029	2,058	3,087	539	1,078	1,617
52歳(1972.11.2～1973.11.1)	1,064	2,128	3,192	553	1,106	1,659
53歳(1971.11.2～1972.11.1)	1,101	2,202	3,303	567	1,134	1,701
54歳(1970.11.2～1971.11.1)	1,139	2,278	3,417	582	1,164	1,746
55歳(1969.11.2～1970.11.1)	1,181	2,362	3,543	597	1,194	1,791
56歳(1968.11.2～1969.11.1)	1,221	2,442	3,663	612	1,224	1,836
57歳(1967.11.2～1968.11.1)	1,263	2,526	3,789	627	1,254	1,881
58歳(1966.11.2～1967.11.1)	1,307	2,614	3,921	644	1,288	1,932
59歳(1965.11.2～1966.11.1)	1,353	2,706	4,059	661	1,322	1,983
60歳(1964.11.2～1965.11.1)	1,403	2,806	4,209	680	1,360	2,040
61歳(1963.11.2～1964.11.1)	1,454	2,908	4,362	698	1,396	2,094
62歳(1962.11.2～1963.11.1)	1,507	3,014	4,521	718	1,436	2,154
63歳(1961.11.2～1962.11.1)	1,563	3,126	4,689	740	1,480	2,220
64歳(1960.11.2～1961.11.1)	1,622	3,244	4,866	763	1,526	2,289
65歳(1959.11.2～1960.11.1)	1,681	3,362	5,043	787	1,574	2,361

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合は翌年度以降、継続加入ができないことや保障（補償）内容を変更させていただくことがあります。



第2グループ保険(傷害共済部分)は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 第2グループ保険(生命保険部分)とセットでご加入ください。
(傷害共済部分のみの加入はできません。)

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でもろんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本人	配偶者
		Sコース	Tコース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 6,200円	日額 6,200円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	3.1 または 6.2万円	3.1 または 6.2万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 4,000円	日額 4,000円
	月 額 保 険 料	1,470	1,470

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.49**





基本型は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。充実型は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

保障内容等(契約概要部分)

基本型 加入対象者 本人 配偶者 こども

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本 人・配偶者・こども		本 人・配偶者	
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 3,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 8,000円 ×入院日数	日額 10,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。
 入院給付金：主契約の被保険者
 死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.51**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.52**



充実型 加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護のみ)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本 人・配偶者			
	3,000円 G・Hコース	5,000円 E・Fコース	8,000円 C・Dコース	10,000円 A・Bコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額 3,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 8,000円 ×入院日数	日額 10,000円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [疾病・傷害手術保険金]	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 10・20・40万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 10・20・40万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	Hコース	Fコース	Dコース	Bコース
	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額 3,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 8,000円 ×入院日数	日額 10,000円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 10・20・40万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 6・12万円	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 16・32万円	手術の種類に応じて 20・40万円

親介護をセットすることができます。

親介護	保障内容	Iコース	Jコース	Kコース
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 300万円 (1回を限度)

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.53**

保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

基本型

●月額保険料（単位：円）

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
15～20歳 (2004.11.2～2010.11.1)	776	1,268	2,006	2,498
21～25歳 (1999.11.2～2004.11.1)	952	1,566	2,487	3,101
26～30歳 (1994.11.2～1999.11.1)	1,075	1,771	2,815	3,511
31～35歳 (1989.11.2～1994.11.1)	1,115	1,837	2,920	3,642
36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)	1,134	1,866	2,964	3,696
41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)	1,264	2,078	3,299	4,113
46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)	1,481	2,433	3,861	4,813
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)	1,893	3,107	4,928	6,142
56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)	2,475	4,051	6,415	7,991
61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)	3,410	5,570	8,810	10,970
66～69歳 (1955.11.2～1959.11.1)	4,837	7,885	12,457	15,505

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	3,000円	5,000円
3～22歳 (2002.11.2～2022.11.1)	784	1,290

- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

充実型

●月額保険料（単位：円）

- ＜入院保険金日額・手術基準日額：3,000円・5,000円・8,000円・10,000円、介護保険金額：全コース一律100万円＞
- 保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本 人・配偶者				本 人・配偶者			
	3,000 円 Gコース	5,000 円 Eコース	8,000 円 Cコース	10,000 円 Aコース	3,000円 Hコース	5,000円 Fコース	8,000円 Dコース	10,000円 Bコース
15歳 (2009.11.2～2010.11.1)	300	450	700	880	480	740	1,160	1,450
16～20歳 (2004.11.2～2009.11.1)	310	490	760	950	490	780	1,220	1,520
21～25歳 (1999.11.2～2004.11.1)	320	510	790	990	520	840	1,300	1,630
26～30歳 (1994.11.2～1999.11.1)	350	560	880	1,120	630	1,030	1,630	2,060
31～35歳 (1989.11.2～1994.11.1)	370	580	930	1,170	620	990	1,570	1,980
36～40歳 (1984.11.2～1989.11.1)	370	610	950	1,180	630	1,050	1,640	2,040
41～45歳 (1979.11.2～1984.11.1)	400	640	1,020	1,260	720	1,180	1,880	2,330
46～50歳 (1974.11.2～1979.11.1)	470	740	1,200	1,480	870	1,410	2,260	2,810
51～55歳 (1969.11.2～1974.11.1)	770	1,250	1,940	2,400	1,230	2,020	3,160	3,930
56～60歳 (1964.11.2～1969.11.1)	1,150	1,830	2,850	3,530	1,670	2,700	4,230	5,260
61～65歳 (1959.11.2～1964.11.1)	1,780	2,770	4,260	5,230	2,320	3,670	5,690	7,020
66～69歳 (1955.11.2～1959.11.1)	2,650	4,000	6,040	7,390	3,200	4,910	7,490	9,200

親介護（単位：円） ＜親介護保険金額：100万円・200万円・300万円＞

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	30～35歳 (1989.11.2 } 1995.11.1)	36～40歳 (1984.11.2 } 1989.11.1)	41～45歳 (1979.11.2 } 1984.11.1)	46～50歳 (1974.11.2 } 1979.11.1)	51～55歳 (1969.11.2 } 1974.11.1)	56～60歳 (1964.11.2 } 1969.11.1)	61～65歳 (1959.11.2 } 1964.11.1)	66～70歳 (1954.11.2 } 1959.11.1)	71～75歳 (1949.11.2 } 1954.11.1)	76～80歳 (1944.11.2 } 1949.11.1)	81～85歳 (1939.11.2 } 1944.11.1)
100万円 Iコース	10	10	20	30	70	140	300	610	1,300	2,770	5,890
200万円 Jコース	10	10	30	60	130	280	590	1,220	2,600	5,540	11,790
300万円 Kコース	10	10	50	90	200	420	890	1,840	3,900	8,310	17,680



重い病気
への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

三大疾病克服共済は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者	
		300万円	500万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	300万円	500万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）		
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき		
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	150万円	250万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）		
	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	30万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）		



（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			▶ 500万円
	悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	●	▶ 800万円
	急性心筋梗塞	●	●		▶ 750万円
	脳卒中	●	●		▶ 750万円
7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	重度の糖尿病		●		▶ 250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
上皮内新生物				●	▶ 50万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金^{※13}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ます。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.45**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.59**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.55**

保険料

●月額保険料（単位：円） ＜保険期間 1 年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・500万円＞

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳 (2004.11.2～ 2007.11.1)	534	195	39	890	325	65
21～25歳 (1999.11.2～ 2004.11.1)	687	210	39	1,145	350	65
26～30歳 (1994.11.2～ 1999.11.1)	702	240	42	1,170	400	70
31～35歳 (1989.11.2～ 1994.11.1)	849	315	48	1,415	525	80
36～40歳 (1984.11.2～ 1989.11.1)	1,122	405	60	1,870	675	100
41～45歳 (1979.11.2～ 1984.11.1)	1,524	585	90	2,540	975	150
46～50歳 (1974.11.2～ 1979.11.1)	2,493	1,020	141	4,155	1,700	235
51～55歳 (1969.11.2～ 1974.11.1)	4,086	1,620	216	6,810	2,700	360
56～60歳 (1964.11.2～ 1969.11.1)	6,354	2,760	372	10,590	4,600	620
61～65歳 (1959.11.2～ 1964.11.1)	9,861	4,395	681	16,435	7,325	1,135
66～69歳 (1955.11.2～ 1959.11.1)	14,562	6,345	1,044	24,270	10,575	1,740

女性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者					
	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18～20歳 (2004.11.2～ 2007.11.1)	459	195	45	765	325	75
21～25歳 (1999.11.2～ 2004.11.1)	534	225	75	890	375	125
26～30歳 (1994.11.2～ 1999.11.1)	657	300	96	1,095	500	160
31～35歳 (1989.11.2～ 1994.11.1)	903	435	135	1,505	725	225
36～40歳 (1984.11.2～ 1989.11.1)	1,290	660	183	2,150	1,100	305
41～45歳 (1979.11.2～ 1984.11.1)	1,848	1,095	240	3,080	1,825	400
46～50歳 (1974.11.2～ 1979.11.1)	2,310	1,425	300	3,850	2,375	500
51～55歳 (1969.11.2～ 1974.11.1)	2,997	1,815	309	4,995	3,025	515
56～60歳 (1964.11.2～ 1969.11.1)	3,675	2,415	357	6,125	4,025	595
61～65歳 (1959.11.2～ 1964.11.1)	5,184	2,865	483	8,640	4,775	805
66～69歳 (1955.11.2～ 1959.11.1)	6,822	3,825	543	11,370	6,375	905

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 本人は61歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- 配偶者は65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。





ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

意向確認
ご加入前
ご確認

リビングガードは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年5月1日(木)～2026年4月30日(木)
加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)で、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 賠償責任保険金は最高1億円までお支払いします。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人		配偶者		こども	
		Eコース	Pコース	Fコース	Qコース	Gコース	Rコース
傷 害	傷害により、死亡した場合 [死亡保険金]	230万円	230万円	130万円	130万円	130万円	130万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〈程度により〉 [後遺障害保険金]	9.2～ 230万円	9.2～ 230万円	5.2～ 130万円	5.2～ 130万円	5.2～ 130万円	5.2～ 130万円
	自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまっ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]		—	10,000万円 (注)	—	—	—	—
他人から受託した財物の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〈免責5,000円〉 [受託品賠償責任保険金]		—	30万円 (注)	—	—	—	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]		—	10万円	—	10万円	—	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]		—	150万円	—	150万円	—	150万円
偶然な事故により、住宅内生活用動産に 損害が生じた場合〈免責3,000円〉 [住宅内生活用動産保険金]		—	30万円	—	—	—	—
月 額 保 険 料		320	950	210	230	210	230

(注) 賠償責任・受託品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・ 配偶者
- ・ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ・ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.49**



長期休職
への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

長期所得補償共済は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となっ
たときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情
報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっ
ているか、ご確認のうえお申込みください。

●月額保険料 (単位：円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 Yコース	保険金月額 10万円 Yコース
17～24歳 (2000.5.2～2007.11.1)	365日	60歳	802	537
25～29歳 (1995.5.2～2000.5.1)			829	691
30～34歳 (1990.5.2～1995.5.1)			896	908
35～39歳 (1985.5.2～1990.5.1)			1,080	1,318
40～44歳 (1980.5.2～1985.5.1)			1,542	2,025
45～49歳 (1975.5.2～1980.5.1)			2,071	2,680
50～54歳 (1970.5.2～1975.5.1)			2,413	2,877
55～59歳 (1965.5.2～1970.5.1)	3年	3年	2,404	2,538
60～64歳 (1960.11.2～1965.5.1)			4,156	3,888

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

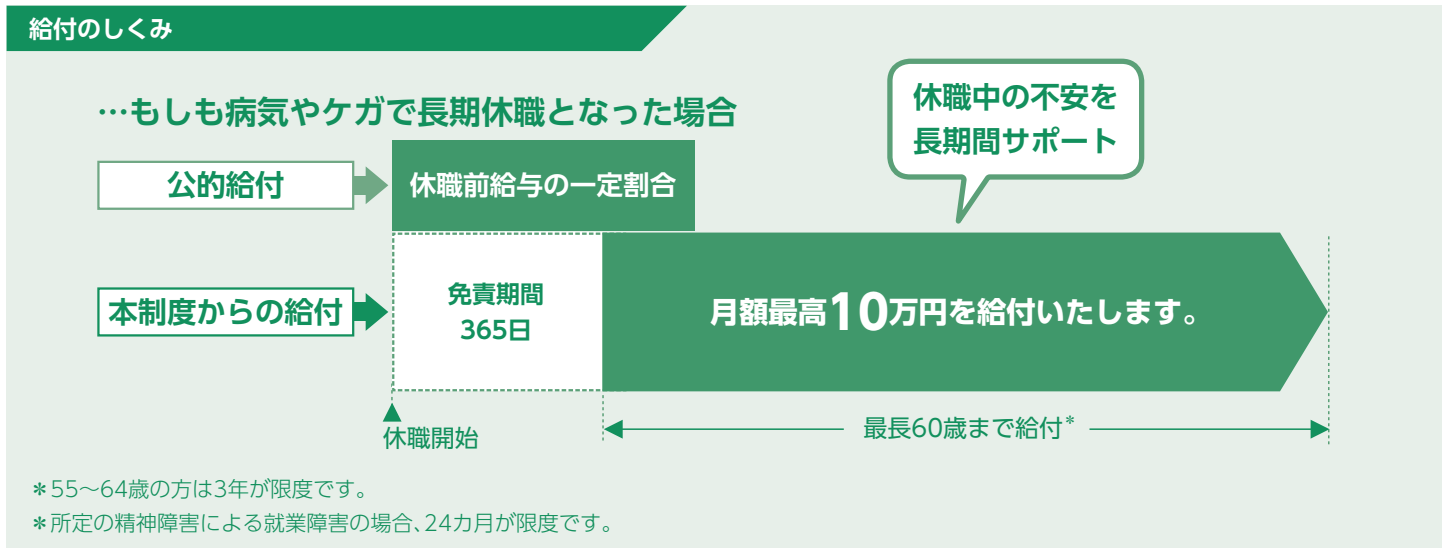
保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.56**

〈退職後の取扱い〉

ご退職される場合は、必ずお申し出のうえ、脱退手続きをしてください。
脱退後に開始した就業障害は補償の対象となりませんので、ご注意願います。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害が継続した場合、
保険金をお支払いします。^(注)
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いし
ます。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



13

ご注意ください



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	45
保険金・給付金をお支払いできない場合について	46
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	46
第1グループ保険(生命保険部分)	46
第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)	49
リビングガード	49
医療保障保険<基本型>	51
医療保障保険<充実型>	53
三大疾病克服共済	55
第2グループ保険(生命保険部分)	56
長期所得補償共済	56
その他	57

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

第1グループ保険(生命保険部分)・三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭小および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音・歯舌音・口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。



3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

第1グループ保険(生命保険部分)・第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<基本型>・医療保障保険<充実型>・三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)・長期所得補償共済

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期所得補償共済を除く)、●その他上記と同等の事由があったとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

第1グループ保険(生命保険部分)

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
災害保険金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日以後に発病した特定感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額
障害給付金	この特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当した場合	障害給付金額 (身体障害の程度に応じて、災害保険金額の100%~10%)
入院給付金	この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に入院を開始した場合 (災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。)	入院給付金日額×入院日数 (同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が5日以上となった入院であること)

【障害保険金】（障害特約について）

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時（特約が更新された場合は最後の更新時）における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合（具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合）については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
- ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
- ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
- ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣（通常5年まで）のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金の対象となる障害状態とは

- 障害年金1級（「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。）
1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I /2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
 5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両上肢のすべての指を欠くもの
 8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 13. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【災害保険金】（災害保障特約について）

給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第1級	高度障害条項（7項目）と同じ	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

身体障害の程度とは

※高度障害状態の身体障害の程度については「高度障害状態について」をご覧ください。

1. 日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害（視力障害）
「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
3. 言語またはそしゃくの障害
(1)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
(2)「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 耳の障害（聴力障害）
(1)聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、¼(a+2b+c)の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の¼(a+2b+c)の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
5. 鼻の障害
(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。
6. 上・下肢の障害
(1)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう置換した場合をいいます。
(2)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
7. 脊柱の障害
(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
(3)「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。
8. 手指の障害
(1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
(2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
9. 足指の障害
(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金 障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
災害保険金 障害給付金 入院給付金	●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード

■保険金・給付金のお支払いについて

下表では、第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガードで設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
受託品賠償責任保険金 (◎)	日本国内で他人から受託した財物が、原則として被保険者の自宅内に保管されている間に損壊または紛失、もしくは盗取されたことにより、法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額から5,000円を差し引いた額 (保険期間を通じて受託品賠償責任保険金額が限度) (★)

キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救護者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度) (★)
住宅内生活用動産保険金	日本国内における偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産に損害が生じた場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、宝石・貴金属等は1個、1組について損害額30万円が限度。また、保険期間を通じて合計で住宅内生活用動産保険金額が限度) (★)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
 - ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
 - ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
 - ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。)
 - 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救護者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注) ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など

※注意されたください

死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害	など
携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
受託品賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取・紛失 ●返還後に発見された損壊 ●通貨、有価証券、貴金属、宝石、自動車、動植物、建物、建具等 ●自殺行為、闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠・出産・早産・流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
救護者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
住宅内生活用動産 保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなど ●塗料のはがれ、キズなど単なる外観の損傷 ●修理、加工、調整作業に起因する損害 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険＜基本型＞

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

※注意されたください

医療保障保険＜充実型＞

- ◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
- 三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 ＊1回を限度とします。

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません^①。
- ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
- ^①したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
- ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

- 三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- ※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。
- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

- 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

- 女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および 女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および 産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の 良性新生物、性状不詳 または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

- 女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

癬痕(はんこん)の原因と なった傷害または疾病	1. 癬痕(はんこん)に対する植皮術 2. 癬痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因と なった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
---------------------	--

認知症により 介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ、 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること （イ）歩行 （ロ）食事 （ハ）排せつ （ニ）入浴 （ホ）衣類の着脱 ロ、 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること （イ）徘徊をする、または迷子になる。 （ロ）過食、拒食または異食をする。 （ハ）所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 （ニ）乱暴行為または破壊行為をする。 （ホ）興奮し騒ぎ立てる。 （ヘ）火の不始末をする。 （ト）物を盗む、またはむやみに物を集める。
--------------------	---

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 （三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を除く）	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。） ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

三大疾病克服共済

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき （ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。

●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

第2グループ保険（生命保険部分）

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき （ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。） ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

長期所得補償共済

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^{（注）}

（注）免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日（継続加入の場合は更新日）現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後（366日目）	満60歳に達した日 [*]
満55歳以上の方		3年を限度 [*]

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - （イ）その身体障害の治療のため、入院していること
 - （ロ）（イ）以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - （ハ）（ロ）以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

* 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

* 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の実業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

リビングガード・長期所得補償共済

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)
(注)1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
	住宅内生活用動産補償特約	住宅内生活用動産補償特約 家財を対象とした火災保険
団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

第1グループ保険(生命保険部分)・医療保障保険<基本型>・三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日^注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

^注下線部分について

【第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」

【長期所得補償共済】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。

- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

約款規定について

三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

第1グループ保険(生命保険部分)・医療保障保険<基本型>・三大疾病克服共済・第2グループ保険(生命保険部分)

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

【第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード】

- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

【医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済】

- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について　～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険<基本型>

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))

(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額

(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名

(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<充実型>・長期所得補償共済

大阪学校生活協同組合 電話番号：06-6981-3451

明治安田生命保険相互会社 電話番号：06-6208-5426



Memo

下記の特別取扱コースは告知内容に該当しない方のコースですので、新規加入・コース変更で下記のコースへのお申込みはできません。

下記コースに現在ご加入されていて告知内容に該当する方は、15・17ページに記載のコースへ変更願います。また、本年度告知内容に該当しない方で、現状の保障額で継続をご希望の場合は、現在ご加入のコースをご選択ください。(告知内容に該当しない方のコースです。)

保障内容

本 人										
申込 コース	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級)						不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	年金原資 [死亡・高度 障害・障害 保険金] (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金 受取総額 (約 万円)	不慮の事故に よる死亡 特定感染症に よる死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故に よる高度障害 【障害給付金 (給付割合表 第1級)】 (万円)	不慮の事故に よる身体障害 (程度により)【障害 給付金(給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故に よる5日以上の 入院(120日を 限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)
			初年度	平均	最終 年度					
B	2,300	20	8.1	10.4	12.8	2,518	575	575	402 ～ 57	8,625
C	2,100	15	10.2	12.4	14.5	2,237	525	525	367 ～ 52	7,875
D	1,900	20	6.7	8.6	10.5	2,080	475	475	332 ～ 47	7,125
E	1,700	15	8.3	10.0	11.8	1,811	425	425	297 ～ 42	6,375
G	1,300	10	9.9	11.2	12.5	1,348	325	325	227 ～ 32	4,875
H	1,100	5	17.4	18.5	19.5	1,111	275	275	192 ～ 27	4,125
I	900	5	14.3	15.1	16.0	909	225	225	157 ～ 22	3,375
J	700	5	11.1	11.7	12.4	707	175	175	122 ～ 17	2,625

- 障害保険金は本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金は64歳までが保障の対象となります。
- 障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金・障害保険金の受取人は被保険者です。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

保険料

本 人										
申込 コース	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18～35歳 (1989.11.2 ～ 2007.11.1)	36～40歳 (1984.11.2 ～ 1989.11.1)	41～45歳 (1979.11.2 ～ 1984.11.1)	46～50歳 (1974.11.2 ～ 1979.11.1)	51～55歳 (1969.11.2 ～ 1974.11.1)	56～60歳 (1964.11.2 ～ 1969.11.1)	61～64歳 (1960.11.2 ～ 1964.11.1)	65歳 (1959.11.2 ～ 1960.11.1)	66～69歳 (1955.11.2 ～ 1959.11.1)
B	男性	2,956	3,531	4,382	5,900	8,476	12,363	18,435	17,423	25,381
	女性	2,358	3,232	3,623	4,727	6,245	7,993	10,385	9,695	12,754
C	男性	2,699	3,224	4,001	5,387	7,739	11,288	16,832	15,908	23,174
	女性	2,153	2,951	3,308	4,316	5,702	7,298	9,482	8,852	11,645
D	男性	2,442	2,917	3,620	4,874	7,002	10,213	15,229	14,393	20,967
	女性	1,948	2,670	2,993	3,905	5,159	6,603	8,579	8,009	10,536
E	男性	2,185	2,610	3,239	4,361	6,265	9,138	13,626	12,878	18,760
	女性	1,743	2,389	2,678	3,494	4,616	5,908	7,676	7,166	9,427
G	男性	1,671	1,996	2,477	3,335	4,791	6,988	10,420	9,848	14,346
	女性	1,333	1,827	2,048	2,672	3,530	4,518	5,870	5,480	7,209
H	男性	1,414	1,689	2,096	2,822	4,054	5,913	8,817	8,333	12,139
	女性	1,128	1,546	1,733	2,261	2,987	3,823	4,967	4,637	6,100
I	男性	1,157	1,382	1,715	2,309	3,317	4,838	7,214	6,818	9,932
	女性	923	1,265	1,418	1,850	2,444	3,128	4,064	3,794	4,991
J	男性	900	1,075	1,334	1,796	2,580	3,763	5,611	5,303	7,725
	女性	718	984	1,103	1,439	1,901	2,433	3,161	2,951	3,882

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2025年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約・年金払特約・半年払保険料併用特約・障害特約)をセットしたものです。
- それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットP.15～21をご参照ください。
- いずれか1種類を選んでください。

商品の名称		継続可否	継続最高(可能) 保険年齢	満了時 保険年齢
第1グループ保険	(生命保険部分) ^{※1}	○	75歳	76歳
	(傷害共済部分) ^{※1}			
第2グループ保険	(生命保険部分) ^{※2}	○	74歳	75歳
	(傷害共済部分) ^{※2}			
医療保障保険	(基本型) ^{※1}	○	69歳	70歳
	(充実型) ^{※1}			
三大疾病克服共済	(主契約) ^{※1}	○	69歳	70歳
	(特約) ^{※1}			
リビングガード ^{※1}		○	65歳	66歳
長期所得補償共済		×	—	—

※1 第1グループ保険(生命保険部分)(傷害共済部分)・医療保障保険(基本型)(充実型)・三大疾病克服共済(主契約)(特約)・リビングガードの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 第2グループ保険(生命保険部分)(傷害共済部分)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※医療保障保険(基本型)(充実型)・三大疾病克服共済(主契約)(特約)の満了時保険年齢は70歳です。リビングガードの満了時保険年齢は66歳です。第1グループ保険(生命保険部分)(傷害共済部分)の満了時保険年齢は76歳です。第2グループ保険(生命保険部分)(傷害共済部分)の満了時保険年齢は75歳です。

対象の制度	ご加入者			手続き可能な給付金 (保険金)	アクセス方法 記載のアドレスまたは二次元コードよりアクセスしてください
	本人	配偶者	子ども		
医療保障保険 (基本型) ^{※1}	○	○	○	入院に対する給付金	Web請求には「みんなのMYポータル」のご登録が必要です。 未登録の方は新規登録してください。 (1)「みんなのMYポータル」にログイン (2) 手順画面の説明に沿って必須項目を入力 (3) 必要書類をアップロード(画像の追加) 「みんなのMYポータル」TOP画面 
医療保障保険 (充実型) ^{※2}	○	×	—	手術などに対する給付金	
第1グループ保険 (傷害共済部分) ^{※3}	○	○	○	・ケガの通院保険金で、通院日数が10日未満のご請求 ・上記治療が終了しているもの ・後遺障害の残存見込みがないもの ・保険金を受け取る口座がご本人の名義であること	(1) Web請求システムへアクセス (2) 案内に従って必要項目を入力 (3) ご請求の際に下記番号が必要となります 「Web請求システム」TOP画面 
第2グループ保険 (傷害共済部分) ^{※3}	○	○	—		

・団体番号

制度名	団体番号
第1グループ保険(傷害共済部分)	91-25103-2-000001
第2グループ保険(傷害共済部分)	91-90102-6-000001

・被保険者番号
「みんなのMYポータル」または加入申込書の控えにて確認いただけます。

※1：ご利用対象は、ご加入者本人が受取人となる給付金(保険金)のご請求です。(上図の「○」に該当の方)

※2：次のいずれかに該当する場合はWeb請求できません。該当する場合は、企業・団体窓口にて所定請求書類をご依頼いただき、書面でお手続きください。

- ・医療保険【損害保険】の女性疾病入院保険金または女性疾病手術保険金で悪性新生物(がん)を原因とするご請求の場合
- ・高度障害保険金、特定疾病保険金、集中治療給付金や先進医療給付金等を同時にご請求の場合
- ・従業員・所属員本人以外が受取人になる給付金(保険金)を同時にご請求の場合
- ・入院日や手術日が3年以上前の日付のご請求の場合

※3：ご利用対象は、各加入者(未成年の場合は親権者)が受取人となる保険金のご請求です。(上図の「○」に該当の方)

ご請求内容によっては請求書類のお手配が必要になる場合がございます。入力完了後、当社損害サービス担当者よりご連絡させていただく場合がございます。

上記Web請求対象制度以外の請求については
大阪学校生活協同組合Tel：06-6981-3451までお問合せください。

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

[第1グループ保険(生命保険部分)・第1グループ保険(傷害共済部分)・第2グループ保険(傷害共済部分)・リビングガード・医療保障保険<基本型>・医療保障保険<充実型>・三大疾病克服共済・長期所得補償共済]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【第2グループ保険(生命保険部分)】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

大阪学校生活協同組合

06-6981-3451

〒537-0003 大阪府大阪市東成区神路3-4-13

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部法人営業第一部

06-6208-5426

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8階